

◆ 柏原市から転出される方へ ◆

令和4年1月

新しい住所に住み始めた日から14日以内に新しい市区町村窓口へ転入の届出をしてください。
なお、転出される方で下記に該当する場合は、別途手続きが必要です。

〈お問い合わせ〉 柏原市役所
072-972-1501

対象者	柏原市の窓口	いままでの住所地	これからの住所地
印鑑登録をされている方	市民課 【1階③番窓口】	印鑑登録証（カード）をお返しいただくか、ハサミで切って破棄してください。	必要な場合は、転入先へお問い合わせください。
マイナンバーカードをお持ちの方		転出届の特例を受け、原則、転出証明書は発行いたしません。 柏原市での転出予定日から30日以内、または、新住所地に転入をした日から14日以内のいずれか早い日までに転入届を出してください。 期日を過ぎるとカードの継続利用ができなくなります。	転入先の市区町村窓口には必ずカードをお持ちください。継続利用の際は、数字4桁の暗証番号が必要となります。
住民基本台帳カードをお持ちの方		/	転入先の市区町村窓口にて
在留カード等をお持ちの方		/	カードを提示してください。
公立小中学校の児童生徒		市民課窓口にて、「就学異動通知書」を受け取った後、各学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受けてください。 ※転校手続に関して詳しくは、教育総務課【3階⑳番窓口】までお問い合わせください。	転入先の市区町村の指示に従って転入手続きを済ませた後「在学証明書」と「教科書給与証明書」を転入先の学校へ提出してください。
国民健康保険に加入されている方	保険年金課 【1階⑦番窓口】	被保険者証を持参の上、手続きをしてください。	転入時に加入手続きをしてください。
後期高齢者医療保険被保険者証をお持ちの方		被保険者証を持参の上、手続きをしてください。	各市区町村により手続きが異なりますので、転入先でお問い合わせください。
国民年金の第1号被保険者		届出は不要です。ただし、国外へ転出される場合は届出が必要です。年金手帳を持参してください。	届出は原則不要です。詳しくは転入先の市区町村にお問い合わせください。
国民年金の受給者	/	届出は不要です。ただし、国外へ転出される場合は年金事務所へ届出してください。	届出は原則不要です。詳しくは転入先の市区町村を管轄している年金事務所にお問い合わせください。
介護保険被保険者証をお持ちの方	高齢介護課 【1階⑩番窓口】	被保険者証を持参の上、手続きをしてください。	転入先の市区町村窓口にて手続きをしてください。
障害者手帳をお持ちの方	障害福祉課 【1階⑪番窓口】	/	転入先の市区町村窓口にて手帳を提示してください。
重度障害者医療証をお持ちの方		重度障害者医療証を返却してください。	転入先の市区町村にお問い合わせください。

【国外へ転出される方へ】 ※ 在外選挙人制度の案内が必要な場合は、窓口でお伝えください。

帰国して住民票を置く場合、パスポート・戸籍謄抄本・戸籍の附票が必要です。ただし、柏原市から国外転出をされた方が、5年を経過しない期間内に、帰国後初めてとなる転入届出を柏原市で行う場合については、戸籍謄抄本・戸籍の附票の添付は不要です。

（裏面もご覧ください）

(裏面)

対象者	柏原市の窓口	いままでの住所地	これからの住所地
予防接種を受ける方	健康づくり課 【2階⑳番窓口】		転入先の市区町村にお問い合わせください。
妊娠中の方（母子健康手帳・別冊（妊婦健診助成券））	こども家庭安心課 【2階㉑番窓口】		転入先の市区町村にお問い合わせください。
児童手当を受けている方		受給の変更手続きをしてください。	転出予定日の翌日より15日以内に請求手続きをしてください。詳しくは転入先の市区町村にお問い合わせください。
児童扶養手当を受けている方	子育て支援課 【2階㉒番窓口】		転入日より14日以内に手続きをしてください。詳しくは転入先の市区町村にお問い合わせください。
こども医療証をお持ちの方		医療証を返却してください。	各市区町村により制度が異なりますので、手続きについては転入先にお問い合わせください。
ひとり親家庭医療証をお持ちの方			
放課後児童会をご利用の方		お通いの児童会、または子育て支援課へ退会届を提出してください。	転入先の市区町村にお問い合わせください。
柏原市のこども園・保育所・幼稚園をご利用の方	こども施設課 【2階㉓番窓口】	【退所する場合】 退所の手続きを、お通いの施設で行ってください。	【引き続き柏原市内の保育所等を利用する場合】広域利用の手続きを行ってください。
私立幼稚園・認可外保育園をご利用の方			保育料の無償化申請手続きを行ってください。
125cc以下の原付等をお持ちの方	課税課 市民税係 【2階㉔番窓口】	柏原市のナンバープレートを返納してください。 ※詳しくはお問い合わせください。	新たにナンバープレートの交付を受けてください。詳しくは転入先の市区町村にお問い合わせください。
125cc超のバイク等をお持ちの方	転入先管轄の運輸局へお問い合わせください。		
軽三輪・軽四輪をお持ちの方	転入先管轄の軽自動車検査協会へお問い合わせください。		
固定資産（土地・家屋・償却資産）をお持ちの方	課税課 資産税係 【2階㉕番窓口】	国外転出の場合 納税管理人の指定届を提出してください。	
納付する市税がある方 ・市・府民税 ・固定資産税 ・軽自動車税	納税課 【2階㉖番窓口】	納付状況を確認してください。	
水道を使用していた方 （管理会社等からの料金請求の場合を除く）	水道の使用中止について、下記まで電話にて連絡してください。 連絡がない場合は、水道を使用しなくても料金がかかります。 玉手浄水場（水道料金等収納委託業者） TEL：072-978-6674(平日8:45～17:15)(土・日9:00～17:00) ※祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く		新たに水道をお使いになるときは、転入先の市区町村にお問い合わせください。